

令和3年度第1回静岡県森林審議会 議事録

令和3年6月24日(木)
県庁別館9階第2特別会議室

午後1時15分開会

○司会

ただいまから令和3年度第1回森林審議会を開催いたします。

初めに、審議会の開催に当たりまして、経済産業部農林水産担当部長の細谷から、御挨拶申し上げます。

○細谷経済産業部農林水産担当部長

皆様こんにちは。農林水産担当部長の細谷と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防対策として、このようにオンラインでの開催とさせていただきます。私もマスクをつけたまま御挨拶させていただきますことを、御了承願います。

委員の皆様には、日頃から静岡県の森林・林業の振興に御理解と御協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

さて、昨年10月に、菅総理が2050年のカーボンニュートラルの実現を表明し、4月には、野心的な目標として、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減するということを表明いたしました。専門家の間でも、「この目標は、今までの対策の延長ではなかなか達成が困難であろう」というふうに言われております。

本県におきましても、次期の地球温暖化対策実行計画の策定に着手をしたところでありまして、今後、あらゆる政策を動員して脱炭素社会の実現に貢献していくということにしております。

こうした中で、今月の18日に発表されました、政府のいわゆる「骨太の方針2021」におきましても、脱炭素化に向けて森林吸収源対策の強化がうたわれ、今後、適切な森林整備や、あるいは持続可能な林業経営、木材の利用促進など、森林吸収源の確保につながる取組というのは、ますます重要になるものと考えております。

県では、これまでも、「森林を守り、育て、活かす」、森林との共生を実現するため、様々な施策に取り組んできました。本日は、その内容と、令和2年度の各施策の評価を白書として取りまとめましたので、御審議をお願いするものです。

また、本年度策定予定の次期の森林共生基本計画の方向性につきましても、カーボンニュートラル、あるいはSDGs、ウィズコロナ、アフターコロナなど、社会経済情勢の変化に対応して、どのように森林づくりに取り組んでいくのか、これまでの検討状況を報告させていただきます。

委員の皆様には、それぞれの専門のお立場から忌憚のない意見を伺えれば、ありがたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

開催に当たり、中谷会長から御挨拶をお願いいたします。

○中谷会長

委員の皆様におかれましては、御多用のところ、御出席をいただき、ありがとうございます。

昨年、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、木材需要は減退をいたしました。一方、今年、中国やアメリカの木材需要増による世界的な木材需給状況から、外国産、国産材製品全般の供給不足が起きております。この機に、代替する県産材製品を安定供給できれば、県産材製品のシェア拡大につながります。しかし、なかなか思うような状況には至っていないという感想を持っております。

SDGsやカーボンニュートラルなど、社会の変革が起きつつある中、経済と環境と社会が調和した持続可能な森林・林業が果たす役割は一層重要となっております。

本日は、森林との共生に関する令和2年度を取組と評価を取りまとめた「令和3年度版静岡県森林共生白書」について審議いたしますので、委員の皆様には活発な議論をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○司会

本日の委員の出席状況を御報告いたします。

次第裏の審議会委員名簿を御覧ください。

荒川美作保委員が、「出欠席」が「欠」になっておりますけれども、今日は出席していただいております。「出」に訂正してください。

野澤さやか委員が、急遽所用により欠席となりました。「出」になっていますが「欠」

に変えてください。

15名中11人の委員の皆様に出席いただいておりますこと、森林審議会運営規程第3条に定める開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

次に、本日の内容でございます。

まず、諮問事項といたしまして、「令和3年度版静岡県森林共生白書」について御審議いただきます。

その後、「林地開発許可に係る答申」「次期静岡県森林共生基本計画の方向性」「『特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針』の策定」について御報告いたします。

続きまして、発言方法の説明をいたします。

御自身の御発言の際以外は音声をミュートにしてください。カメラは常時オンにしておいてください。

発言は、画面上で挙手いただいて、議長が指名したら話し始めていただくようお願いいたします。指名を受けた委員は、マイクをオンにしてから話し始めてください。御自身の発言が終わりましたら、「以上です」などと一言添えて音声をオフにしてください。

発言はできるだけ簡潔にするなど、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

議事進行の議長は、慣例により中谷会長にお願いいたします。

○中谷会長

それでは審議に入ります。

諮問事項といたしまして、「令和3年度版静岡県森林共生白書」について、事務局から説明願います。

○事務局

「令和3年度版静岡県森林共生白書」について、御説明します。

静岡県森林共生白書は、「静岡県森林と県民の共生に関する条例」の第12条に基づき、毎年、県民の取組や県の施策をまとめた報告書として作成し公表しています。白書は、森林共生基本計画をPDCAサイクルで着実に推進するために必要な意見、評価を得る手段とも位置づけており、森林審議会でもいただいた御意見を外部評価として、今後の施策展開に反映してまいります。

それでは白書案の内容について御説明します。

第1章では、白書の位置づけ、森林共生基本計画の目標について記載しています。

第2章では、森林との共生に向けた取組のうち、特集として8件掲載しています。その他の取組については、Facebookで紹介した主な取組を一覧表と写真で掲載しています。また、県内で森林との共生に向けた活動に取り組む方を紹介しています。

第3章では、森林共生基本計画に定めた指標の令和2年度の達成状況と施策の評価、改善について記載しています。

第4章は、令和3年度に取り組む主な施策について記載しています。

令和2年度のトピックスについて、抜粋して御紹介します。

白書3ページを御覧ください。

「SDGsの達成に貢献する森林との共生の取組」です。

鈴三材木店の、木材関連産業と異業種とのパートナーシップによる「JAPAN WOOD PROJECT」と「遠州バザール」の取組。浜松磐田信用金庫の、天竜材の額縁を介した地域課題解決のマッチングにより、「21世紀金融行動原則」の環境大臣賞を受賞した取組。季咲亭の、放置竹林を再整備する際に発生する竹を食材として活用する「静岡めんま」プロジェクトの取組を紹介しています。

次に、白書4ページを御覧ください。

「新型コロナウイルス感染症の影響と対応」です。

新型コロナウイルス感染症の影響により木材需要が低迷したことから、多くの林業経営体が木材生産を伴わない業務への切替えを行ないました。その結果、木材生産量は、42.1万m³、対前年比-12%の大幅減となりました。

そのような中、県では、新しい生活様式や就業形態の定着により生まれたリフォーム需要に対応する県産材助成の拡充や、コロナ下における新しい森づくり活動の留意点をまとめたリーフレットの作成などの対応を行ないました。

また、外国産材の価格高騰と輸入の減少に伴う木材製品の不足は「ウッドショック」と呼ばれていますが、国産材への転換の動きも出ています。これを好機と捉えて、県産材のシェア拡大を目指した取組を促進していきます。

次に、白書5ページを御覧ください。

「先端技術で拓く林業の未来～林業イノベーションの推進～」です。

現在、林業分野でも、先端技術を活用した効率化や省力化、安全性の向上などの取組が始まっています。計画段階では、航空レーザー計測などの情報を基に、収益性の高い森林を把握、団地化し、計画的に木材生産を行なっていく取組を開始しました。

また、施業段階ではドローンやLPWA（エルピーダブリューイー）といった技術を実証しました。

さらに、先端技術に関する情報を企業と林業経営体などが共有する場として、「ふじのくに林業イノベーションフォーラム」を設立しました。

次に、白書7ページを御覧ください。

「林業の人材確保・育成に向けた取組」です。

若者の職業選択の中に林業を意識づけるため、島田商業高校の生徒15人と、高校生の目線で同世代の若者に対し効果的に林業の魅力を訴求できる情報発信手法の検討に取り組みました。

また、林業への新規就業者の確保を目指して、LINEを活用した「しずおか林業就業相談」窓口を開設し、希望者の相談に随時対応しています。

次に、白書9ページを御覧ください。

「森の力再生事業の継続」です。

森林(もり)づくり県民税を財源とした森の力再生事業は計画どおり整備が進んでおり、事業と税の今後の対応を検討する時期を迎えたことから、タウンミーティングやアンケート調査など、幅広く意見を伺いました。その結果、おおむね9割の皆様から、「事業成果を評価できる」との御意見と、事業の継続と税の負担についての理解をいただき、森の力再生事業の継続を決定しました。

ここからは、森林共生基本計画の体系に基づき、令和2年度の施策の評価と令和3年度の施策について御説明します。

計画では、3つの基本方向と7つの施策を位置づけ取組を展開しています。

まず、令和2年度の各施策の評価について御説明します。

白書15ページを御覧ください。

「県産材の安定供給体制の確立」についてです。

50万m³の目標達成と定着には、コロナ下の林業経営体の減産体制からの早期回復や、生産性の向上と森林資源の循環利用に向けた主伐・再造林の促進、森林認証材の需要増への対応が必要です。

改善として、林業イノベーションを進め、低コスト主伐・再造林の取組を促進するとともに、生産基盤の整備などにより森林認証材の供給体制の強化を図ります。

続いて、白書16ページを御覧ください。

「ビジネス林業の定着」についてです。

「木材生産の労働生産性」については、年々向上しているものの、目標には達していません。効率的な生産システムの導入や林業事業者の確保などが必要です。

改善として、ICT等の新技術を活用できる人材の育成や、林業経営体の経営改革を促進します。

また、就業希望者に対する相談窓口の機能強化や森林技術者の定着率向上を図ります。続いて、白書17ページを御覧ください。

「県産材製品の需要拡大」についてです。

「品質の確かな県産材製品出荷量」は、コロナ下で需要が減退したことから目標を下回っています。新しい生活様式に合わせた改修や住み替え、木材利用が広がる非住宅建築物などの木材需要の動向を捉えた県産材製品の利用拡大が必要です。

改善として、住宅・非住宅建築への品質の確かな県産材製品、森林認証材製品の利用を一層促進します。

また、JAS製品の供給体制強化や県産材製品の新たな販路の開拓を促進します。

続いて、白書18ページを御覧ください。

「森林の適正な整備」についてです。

指標となっている「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」は、目標面積の達成に向けて着実に実施しています。しかしながら、森林経営計画の認定面積は伸び悩んでおり、計画作成への支援が必要です。

改善として、生産適地の効率的な把握や森林経営管理制度の促進により事業地確保や産業集約化を支援し、森林経営計画の作成を促進します。

続いて、白書19ページを御覧ください。

「森林の適正な保全」についてです。

指標となっている森の力再生事業や「ふじのくに森の防潮堤づくり」は着実に進捗しています。

一方、「伊豆・富士地域におけるニホンジカの推定生息頭数」は、減少傾向が見られますが、より一層効果的な捕獲を進める必要があります。

改善として、頭数削減効果の高いメスジカの捕獲を重点的に実施し、人工餌場に誘引する技術の導入などにより捕獲効率を高めるとともに、市町や林野庁が実施する被害防止目的の捕獲と連携して進めます。

続いて、白書20ページを御覧ください。

「魅力と強みを活かした山村づくり」についてです。

「しいたけ生産量」は、生しいたけの生産量が増加したことから目標を達成したものの、乾しいたけの生産量は、依然として東日本大震災前の生産量までは回復していません。

改善として、しいたけの生産基盤を強化するとともに、「しずおか農林水産物認証」をはじめとしたGAPの取得拡大に向けた制度の周知や、輸出による販路拡大を促進します。

続いて、白書21ページを御覧ください。

「県民の理解と参加の促進」についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、「森づくり県民大作戦参加者数」は大きく減少しました。

「しずおか未来の森サポーター企業数」は、SDGs等に関心の高い企業に働きかけ134社となり、目標を達成しました。

改善として、感染症対策の実践の普及と、多様な層に向けた森林空間活用の提案など、新たな視点による県民参加の森づくり活動を推進します。

各施策の評価については以上になります。

ここからは、令和3年度の主な施策について御説明します。

白書24ページを御覧ください。

まず、「県産材の安定供給体制の確立」では、「低コスト生産システムの定着」「主伐・再造林の促進」「県産材の流通の最適化」「森林認証材の安定供給」に取り組みます。

このうち、「低コスト生産システムの定着」では、デジタル技術を導入し業務効率化などを図る林業経営体を支援します。

また、「森林認証材の安定供給」では、県内各地に数百から一千ha規模の木材生産団地を設定し、森林認証材の供給拠点として、路網・架線といった生産基盤整備や認証取得を支援します。

続いて、白書25ページを御覧ください。

「ビジネス林業の定着」では、「林業経営体の経営改革」「森林技術者の育成・確保」に取り組みます。

このうち、「森林技術者の育成・確保」では、三次元点群データやドローン操作などの新技術を活用できる人材の育成、林業への就業情報を一元化したホームページの開設、相談会開催による就業希望者と林業経営体とのマッチングなどに取り組みます。

続いて、「県産材製品の需要拡大」では、「住宅分野におけるシェア拡大」「非住宅分野における新たな需要の獲得」「県産材製品の販路拡大」「県産材の製材・加工体制の拡充」に取り組みます。

このうち「住宅分野におけるシェア拡大」では、県産材製品を使った新築やリフォームを行なう施主を支援し、新しい生活様式等に対応した規模の大きなリフォーム支援を追加します。

また、「県産材製品の販路拡大」では、これまでになかった県内外の販路開拓を目指し、製材工場等と異業種等の新たな需要を創出する事業者のマッチングと取組の具体化を支援します。

続いて、白書26ページを御覧ください。

「森林の適正な整備」では、「間伐などの森林整備の促進」。「森林の適正な保全」では、「森林の公益的機能の回復」「森林の公益的機能の向上」「自然環境の保全」。「魅力と強みを活かした山村づくり」では、「特用林産物の安定供給と消費拡大」「都市と山村の交流」に取り組みます。

このうち、「森林の公益的機能の回復」では、地域の安全・安心を確保する効果的な治山事業の推進、新技術の導入等によるニホンジカの捕獲効率の向上を図り、個体数調整をさらに推進します。

また、「自然環境の保全」では、南アルプス環境保全基金を活用した生態系保全と魅力発信を行ないます。

続いて、白書27ページを御覧ください。

「県民の理解と参加の促進」では、「県民の理解の促進」「県民参加による森づくりの推進」「森づくり活動や環境教育を行う人材等の養成及び確保」「森林経営管理の合意形成」に取り組みます。

このうち、「県民参加による森づくりの推進」では、「森づくり県民大作戦」への県民の参加を促進するとともに、地域、団体、企業等が連携したイベントを実施します。

また、「しずおか未来の森サポーター」制度の積極的なPRと、企業とNPO法人や森づくり団体とのマッチング支援等を行ないます。

以上で白書案の説明を終わります。

なお、白書は、審議会でもいただきました御意見なども踏まえて再度取りまとめを行ない、7月に公表することとしております。

それでは御審議をお願いいたします。

○中谷会長

静岡県森林共生白書について、質問等ございましたらお願いいたします。
荒川委員、どうぞ。

○荒川委員

1点質問がございまして、エリートツリーに関連した記載です。15ページの施策の評価のところを拝見いたしますと、エリートツリーの種子生産量は目標値を大幅に下回った状況にありますが、全体の評価の中でも、また今後の改善なり、3年度の施策の中でも、具体的にそのことに触れていないようですが、ここら辺、エリートツリーについては、實際上どのような評価をされたのかについて、お伺いできればと思います。

それと、併せて全体についてですが、ほかの点については大変いいなと思いました。これまで私のほうでもお願いをしておりました労働安全に関わる記述でありますとか、就業の残存というか、就業者の推移ですとか、そういった点につきまして今回言及いただきました点、とてもよかったと思います。ありがとうございます。

○中谷会長

当局、どうぞ。

○中山森林整備課長

エリートツリーの質問についてお答えいたします。エリートツリーの種子につきましては、スギの種子につきましては順調に進んでおりますが、ヒノキにつきましては、着花促進技術の開発を進めていたところですが、着花させた雄花の花粉が形成されず、花粉が十分に採れなかったという要因が1つございます。

それから、種子生産の過程において少し手違いがございまして、当初想定していた種子生産が十分にできなかった、遅れているといったような状況がございます。

引き続き、森林・林業研究センターの技術を仰ぎながら、ヒノキのエリートツリーの種子の増産に取り組んでいきたいと思っております。

○中谷会長

荒川委員、いかがでしょうか。

○荒川委員

数字の理由については分かりました。

白書の文言上、何も触れてないことについては、大丈夫というか、仕方がないんでしょ

うか。

○中谷会長

どうぞ。

○中山森林整備課長

白書につきましては、改善として追記のほうを検討させていただきたいと思います。

○中谷会長

荒川さん、いかがですか。

○荒川委員

承知いたしました。ありがとうございます。

○中谷会長

加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員

森林環境譲与税に関しまして、あの譲与税自体は各市町村への直接配付ということですが、県としても、一部の譲与税を使って各市町村の支援を恐らくやっていると思いますし、この基本計画の一部、例えば集約化とか、そういうところにも関連づいてくるというところだと思いますので、どこでそれに触れるかという問題はあるものの、何か「こういう支援を行ないました」的なことが白書にあってもいいのかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○中谷会長

それについて、いかがですか、当局。

○小池森林計画課長

譲与税の関係です。県といたしましては、市町に対する支援でありますとか、または人材の育成を直接行なったり、あるいは専門職大学のほうの備品の購入を通して人材の育成を図るとか、いろんな形で利用させていただいております。御指摘のように、今白書の中にはちょっとそこは触れてないものですから、少しでもやったことが表現できるよう、記載の内容について、もう一度検討したいと思います。

○中谷会長

加賀谷委員、いかがでしょうか。

○加賀谷委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○中谷会長

当局から、どうぞ。

○西室林業振興課長

白書の7ページに「林業の人材確保・育成に向けた取組」を書かせていただいておりますけれども、ここに森林環境譲与税、県の分を充当させていただいておりますので、その辺も分かるように記載を追加したいと思います。

○中谷会長

よろしいですか。

○加賀谷委員

はい、ありがとうございます。

○中谷会長

石川委員、どうぞ。

○石川委員

2点あります。

皆様のような森林の具体的な内容の記載というよりは、この白書を、林務に関わる方々ではない方々により多く手に取っていただくということにつきまして、まず1つ目ですが、5ページ目にあります「先端技術で拓く林業の未来」について、このトピックだけが2ページで構成されていて、5ページと6ページというふうに今記載が出ています。すみません。これは非常に個人的な意見ではありますが、そのトピックの優先順位を、この今の並べた順番でいくということでないことが可能ならば、例えば、この「林業イノベーションの推進」こそ今非常に重要で、この6ページを見過ごしてしまわないように、できれば見開きで5ページ、6ページを見せていただくほうがいいのではないかという提案です。例えば「林業の人材確保・育成に向けた取組」を5ページに持ってきていただいて、6、7ページで見開きでこのイノベーションについての記載を一遍に見られる。特にこの6ページに書かれていることこそ広く知っていただく必要がある項目なのに、これですと非常にもったいないなと思ひまして、それがまず1点目の御提案でした。

もう1点ですけれども、一番最後の「資料」としてあります28ページと29ページの「しずおか森林・林業」についての記載です。これこそ、静岡県が今どういう状況にあるか、全く林業に関わり合いのない方に届くということが重要かと思うので、例えば民有林ですとか人工林ですとか、そうした林務では通常の一般用語かもしれないところについて、例

えば、ちょっと専門的な言葉ではない言葉での説明が少しついているとか、あるいは、これが今静岡県における森林・林業の値ではあるのですけれども、例えば全国と比較してどうなのかとか、今静岡県が置かれている状況を説明するのに、比較が何か具体的にできるものが、記載、あるいはグラフ等で示されていると、非常に見やすく、分かりやすく、静岡県がどこを一生懸命やってきているのか、またどこをどうしていこうと考えているのかというところが一般の方にも通じる資料になるのではないかなと思いました。

○中谷会長

当局、いかがですか。

○小池森林計画課長

トピックスの並び順の関係です。確かに、おっしゃるように、イノベーションについては2ページにわたっております。ということで、当然見開きのほうが見やすいというのはおっしゃるとおりだと思います。

順番として、SDGsの話をまず大きく取り上げた上で、現在の状況ということでコロナ。その後、山側から順にというイメージで編さんしておりますが、御意見を伺いましたので、並び順、編集の方法について、少し検討を加えさせていただきたいと思います。

それから、最後のところです。28ページと29ページにございます、資料編ということで統計情報をご披露させていただきます。こちらの内容についてです。

まず、ここにある用語について、一般の方に分かりやすいようにということでございます。森林との共生ということで、広く県民の皆さんに、我々のやっていること、森林・林業の置かれた状況。これを理解していただくということが一番大切なこととなりますので、ちょっとその辺り、用語の解説的なものを、余白がまだ若干ありますので、加えさせていただければなというふうに考えてございます。

それから、併せまして、「全国の状況と比べると本県の置かれた状況がよく分かるのではないか」というお話でしたので、こちらのほうについても併せて検討を進めたいと思います。

○中谷会長

石川委員、いかがですか。「マル」のサインが出ました。

東委員、どうぞ。

○東委員

白書については、この現在の森林の保全、活用に関して、大変多面的な取組が掲載され、

評価もされて、よく分かりました。

私が気になったのは、この「目標の考え方」ということがついていますが、21ページのところに「平成27～29年度の平均値として設定」とございます。一番先の御説明にありましてとおり、カーボンニュートラルですとか、新しく森林の持てる環境をより改革、変革していく中で、この目標値の設定というのは今後どのように考えていらっしゃるのかというのを伺いたい点が1点です。

もう1つは、この令和3年度の取組のところですが、適正な保全と整備と、それから人材よっての管理ということが書かれているのですが、この見える化としての森林景観という、大変静岡は豊かな森林環境でありますし、各地それぞれの景観形成が違ってあります。そういったところをどこかに盛り込んでいただきたいと。これはお願いをしたいと考えております。

以上です。

○中谷会長

事務局、いかがですか。

○小池森林計画課長

まず最初に、目標値の考え方ということで、21ページについては、「森づくり県民大作戦参加者数」で、平均値をベースに目標値を設定してあるということで御説明させていただいております。

各種目標がたくさんございまして、例えば22ページから23ページを御覧いただくと、それぞれの基本方向にぶら下がっている目標値を示させていただいております。目標の考え方として、例えば「木材生産量」については、森林の資源量とか、そういったものをベースに考えたりとか、それぞれ指標によって考え方が異なります。

ということで、それぞれの考え方については個別にありますが、今回御意見としていただいたものについては、次期計画といったイメージでしょうか。今年度まででこの計画が終了するものですから、次期の計画に向けての目標の捉え方という形になるかと思いますが、そういった辺りについては、追ってまたこの後報告をさせていただきます次期計画の検討状況について御報告する内容の中で、各種統計データなどを捉えながら、今後どういった方向で進めようかということは今検討しているところです。その検討の先に、具体的に「じゃ、次期の計画の中でどういった目標を設定する？」ということがございますので、現場の声であるとか各種統計情報。そういったものをベースに、それぞれの目標、適

したものを設定していきたいと考えております。

あと、森林景観の形成の関係です。26ページの辺りでお話しいただいたかと思います。26ページの部分は、申し訳ございません。この令和3年度の取組ということで、本年度既に取り組んでいるものということで記載させていただいております。森林景観については、オリンピック・パラリンピック、特にオリンピックのロードレースのコース、それから伊豆ペロドローム周辺のアクセス道路。こういったところの森林景観の整備ということを含めてずっとやってきております。本年度については特にそういった事業がないので、今のところここには記載がございませんが、また次期計画であるとか、そういった中で、こういった取り上げ方をしていくのかという辺りについては、引き続き内部で検討していきたいと思っております。

○中谷会長

東委員、いかがでしょうか。

○東委員

目標値ですか、設定値。これについては、やはりどのような考え方で目標が設定されているかと。今お話を伺うと、それぞれ異なるというお話だったので、小さな文字でもよろしいので、記載していただいたほうが分かりやすいと思っております。その目標に合わせて多分取り組んでいらしたのではないかと思うので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから森林景観については、先ほどのカーボンニュートラルという話もありまして、メガソーラーですとか、再生可能エネルギーの開発が進み始めております。そういった中で、どのような森林景観を守るのかということは、大変静岡にとって貴重な財産だと私は考えております。

そういった観点で、3年度は取り組まないというお話がございますが、景観のほうでは、屋外広告物——オリンピックが開催されるということで、かなり伊豆半島全体に規制をかけております。そういったことも踏まえて、先ほどどなたかの御発言にもありましたけれども、この森林環境とか森林の保全とか、もちろん人づくりも大事です。しかしながら、一般の人たちに一番身近なのは、私は景観形成だと思っております。そういったことで、ぜひ、どちらか、きちんと森林景観、また地域ごとに異なる景観、そういったことを記載していただければと思っております。よろしく願いいたします。

○中谷会長

どうぞ。

○小池森林計画課長

景観については、オリンピック・パラリンピックであるとか、あるいは富士山世界遺産。そういったことで景観の形成を進める事業もやってきましたので、そういったところで景観形成に係る知見もある程度得ることができましたので、通常できる間伐であるとか、そういった中に、そういった視点を盛り込みながら現地へ落とし込んでいくというようなことを進めていきたいと思います。

○中谷会長

東委員、いかがでしょうか。

○東委員

はい、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○中谷会長

加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員

15ページの基本方向1の「再造林面積」についてですが、図表のほうでは令和3年の9月公表ということですがけれども、令和元年、それから平成30年の数字から見て、恐らく目標値には達しないであろうことが容易に推測できますが、文章のほうで全くこれに触れられていない。全くとは言いませんけど、非常にさらっと、なるべく触れたくないみたいな印象を受けるぐらい、ちょっと控えめな表現です。例えば、60年後を見据えたという長期的な視野に立ちますと、令和2年に植えた森林が60年後の施業できる森林面積になるということを考えますと、かなり危機的な状況ということが言えると思います。なので、こういった危機的な状況を喚起する文言というのを、ぜひ文章のほうでも追加していただけないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○中谷会長

事務局、お願いいたします。

○小池森林計画課長

少し評価とか改善の部分で取り上げ方が薄かったかなと思います。おっしゃるように、先ほども、そんなお話も会長としたばかりなのですが、木を植えなければ、50年後に50年生の木はないわけで、これは確かに危機的な状況だと認識しております。少し内容について検討を加えさせていただきます。

○中谷会長

加賀谷委員、いかがですか。

○加賀谷委員

ぜひよろしく申し上げます。

それから、なるべく図で見える化してもいいのかなと思いますので、ちょっと今も紙面がいっぱいではありますが、「年齢構成配置の中で、これしか植えられてない」みたいなのが一目瞭然になるようなものをどこかに追加していただけるといいのではないかなと思います。これは個人的な意見です。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○小池森林計画課長

先ほども、この資料編の28、29ページについては、少し書き加えたらどうかというような御意見もありましたので、そういうところと併せて検討していきたいと思います。

○中谷会長

加賀谷委員、よろしいですか。

○加賀谷委員

ありがとうございました。

○中谷会長

坂東委員、どうぞ。

○坂東委員

25ページについて質問します。

「県産材製品の需要拡大」の中に、林業における脱プラスチックへの取組が書かれてないのですけれども、何か目標とされるようなこととかございますか。

それ以外に、あと2点、校正があります。

12ページの9月7日のFacebookの紹介記事の中に「富士宮市」とありますが、これは静岡市と浜松市だと思います。

それから、27ページの写真の下に「富士宮市山北」とありますが、こちらは「北山」の誤りだと思います。

以上です。

○中谷会長

どうぞ。

○西室林業振興課長

25ページの県産材の取組の中に脱プラスチックの考えが反映されているかどうかというふうなお話だったと思います。今現状は、県産材をできるだけ使っていただくという視点で主に書いてありまして、木材を使っていただいている中で県産材のシェアを高めていくという話と、あと木材に代われる部分は木材を使っていただきたいという気持ちは、常にこの施策の中に盛り込んでいるつもりではおりますけれども、具体的にちょっと、脱プラスチックというところで、どのように入れ込めるかどうか、少し考えてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

○中谷会長

はい、どうぞ。次に表記の問題ですか。

○片田環境ふれあい課長

2点御指摘いただきました。

12ページの、9月7日の指定管理者評価委員会の記載については、御指摘のとおり「静岡市」に訂正させていただきます。

それから、27ページの写真の場所ですけど、「富士宮市山北」となっておりますが、おっしゃるとおり「北山」でございます。こちらも訂正をさせていただきます。

○中谷会長

坂東委員、いかがですか。

○坂東委員

はい、承知しました。

○中谷会長

荒川委員、どうぞ。

○荒川委員

19ページです。ニホンジカの頭数は目標を大きく下回った状態にあるわけですがけれども、この理由としては、捕獲自体の不足なのか、それとも思っていたよりずっと増殖してしまっているのか。例えば猟師さんの数が思っていたより増えてないとか減ってしまっているとか、何か、そういう要因について少し教えていただけますか。また、できれば白書では、「どうして？」という、何が問題なのかというところについて言及があったらいいかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○高松自然保護課長

ニホンジカの生息頭数が減少していない要因ということでございます。あと、猟師が減っているのではないかというような御指摘だったと思いますが、まず管理捕獲については、昨年度、これまで目標頭数を高く掲げまして、捕獲圧をより高くして管理捕獲に取り組んでおりまして、昨年度、大幅な減少傾向が見られるようになっております。一方で、減っていない要因については、やはり自然増に追いついていないという状況があるかと思えます。ですので、今年度は、引き続き昨年度と同様の捕獲圧をかけることによりまして、より一層の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

この辺りの要因についての記載については、また改めて、どんなふうにかいたらいいかというところは検討してまいりたいと思えます。

○中谷会長

荒川委員、いかがですか。

○荒川委員

はい、ありがとうございます。

目標に対してまだ大幅に多い状態にあるので、重点的に施策を進めていただきたいなと思えます。シカ対策は、林業の側でいくら頑張っても、やはり元のシカのほうの増殖が抑えられないと、再造林への意欲とかコストというところでやはり耐えられないので、ここはしっかりと抑えていかなければいけないところかなど。政策要望になってしまいますけれども、コメントいたしました。

○中谷会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

御意見も出尽くしたということで、本日皆様からいただいた意見をまとめ、答申に反映をしていきたいと考えます。

なお、答申は会長に一任していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。異議ありの場合は、手を交差させて「バツ」を掲げることにより意思表示をお願いします。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

県当局においては、答申の内容だけでなく、本日各委員から出された意見を今後の取組の参考にするなど、よりよい白書として成果が現れるよう努めてください。

それでは、「令和3年度版静岡県森林共生白書」の審議を終了いたします。

次に、報告に移ります。

「林地開発許可に係る答申」について、事務局から説明願います。

○事務局

林地保全部会の事務局から、林地開発許可に係る答申の結果について御報告いたします。

初めに、1「林地開発許可案件答申実績」の「件数実績」について御説明いたします。

昨年12月2日、それから本年3月10日に林地保全部会を開催いたしました。林地開発許可につきましては、資料にありますとおり、個別諮問の案件はございませんでした。包括諮問の案件で林地保全部会に報告済みのものが、新規許可で5件、それから変更許可で3件、合計8件となっております。なお、保安林の解除の案件についてはございませんでした。

また、この資料とは別になりますが、本日午前中に今年度第1回目の林地保全部会を開催いたしまして、個別諮問案件2件の審議と包括諮問案件1件の答申報告を行ないました。その結果、個別諮問案件につきましては、いずれも継続審議となりました。一方、包括諮問案件につきましては、委員の皆様にご了解いただいたところです。それにつきましては、次回の本会議におきまして改めて御報告させていただきます。

先ほどの8件を目的別に見ますと、「宿泊施設・レジャー施設の設置」につきましては、2の「答申案件一覧」の4番、森林公園に係る変更許可が1件となっております。

「工場・事業場の設置」につきましては、「答申案件一覧」の7番、太陽光発電施設の設置に係る新規許可が1件となっております。

「土石の採掘」につきましては、「答申案件一覧」の1番から3番、それから6番、計4件が新規許可となっております。これらはいずれも既に稼働している採掘場の更新に伴う許可となります。また、8番の変更許可が1件となっております。

その他、「残土処分場」につきましては、5番の変更許可が1件となっております。

以上、全8件の案件に対しまして、「開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下の影響は、森林法第10条の2第2項の各号の規定に該当しないと認められる」として答申させていただきました。

なお、これら8件につきましては、附帯意見はございませんが、盛土施工時における盛土材の土質の把握及びこれらを踏まえた適切な設計・施工の実施、法面や残壁の早期かつ確実な緑化などを指導事項といたしました。これら指導事項に関しましては、それぞれ事

業者に伝達し、許可権限を有する県または移譲市において指導していくこととしております。

「林地開発許可に係る答申」につきまして、林地保全部会からの報告は以上です。

○中谷会長

ただいまの報告について、質問等ございますか。ないようですので、以上で報告を終わります。

次に、「次期静岡県森林共生基本計画の方向性」について、事務局から説明願います。

○事務局

次期静岡県森林共生基本計画の策定に向けた方向性について、御報告します。

初めに、森林共生基本計画の位置づけについて御説明します。

本計画は、静岡県森林と県民の共生に関する条例第11条に規定する、森林との共生に関する中長期的な目標、取組の方向等を定めた基本計画として策定しています。

また、静岡県総合計画の分野別計画である「静岡県経済産業ビジョン」の「森林・林業編」としても位置づけています。

現計画の体系です。

「『森林との共生』による持続可能な社会の実現」を目標に、「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「森林の多面的機能の維持・増進」「県民総参加による持続的で魅力的な森づくり活動の推進」を3つの柱とし、経済、社会、環境が調和した多様性のある森づくりを進めています。

森林共生基本計画の期間と進捗管理について御説明します。

森林共生基本計画は、県総合計画の計画期間に合わせて策定しています。現在の県総合計画の取組期間10年のうちの当初4年間の基本計画が今年度で終了することから、次期計画は2022年度から2025年度の4年間を計画期間として策定する見込みです。

これまでに、次期計画策定に向けた現状分析や現場意見の収集、対応すべき社会情勢の把握などを行ない、課題と対応の方向性を取りまとめました。本日は、この取りまとめに対する御意見をいただきますようお願いいたします。

なお、計画の進捗管理は、PDCAサイクルにより継続的改善を行っており、進捗状況などは、先ほど諮問いたしました静岡県森林共生白書などに取りまとめて公表しています。

続きまして、ここからは次期計画策定に向けた現状分析等を御説明します。

初めに、本県森林・林業・木材産業のうち、森林の現状です。

人工林の蓄積量は、ここ10年で約1万m³増加するなど、着実に増加しています。

人工林の齢級構成は、木材として利用可能な9齢級以上が90%以上で、全国より5年程度早く高齢級化しています。

森林認証の取得は順調に進んでいますが、取得状況は地域差があります。

続いて、森林環境や森林の管理に関する現状です。

国の「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会」では、「気候変動に伴い、山地災害が激甚化、同時多発化する傾向が見られる」と提言されています。

本県におきましても、災害が発生した場合の1か所当たりの被害額が増える傾向が見られます。

ニホンジカの推定生息頭数は、増加が抑制され減少傾向が見られますが、依然として高密度の状況が続いています。

森林経営計画の認定面積は、制度開始以来順調に増加してきたものの、伸び悩み、目標である10万haに向けては進捗が遅れが見られます。

続いて、林業に関する現状です。

木材生産量は、平成22年を底に着実に増加していますが、目標の50万m³には達していません。

また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、42.1万m³と前年比12%減となりました。

木材生産に占める主伐の割合が減り、利用間伐による木材生産が増加しています。再造林面積は、この主伐の減少に伴い大きく減少していますが、令和元年度は平成27年度に比べ増加しました。

木材生産量の伸び率は、他県と比較すると、直近10年では高い伸び率を示しています。

林業作業員は、新規就業者と離職者がほぼ同数で、全体としては横ばいとなっています。しかし、高齢就業者の離職により若返りが進んでいます。

労働生産性は向上しているものの、目標には達していません。平成30年度から実施した低コスト主伐・再造林実証林における主伐の労働生産性は目標を大きく超えています。一方で再造林にかかる経費の削減が課題となっています。

労働災害の発生件数は年30件から50件程度で、毎年1～2件の死亡災害が発生しています。

次に、木材産業の現状です。

品質の確かな県産材製品出荷量は順調に増加していますが、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による需要減少に伴い、前年より減少しました。

公共部門の県産材利用量は、目標達成を毎年度継続しています。

県内の新設住宅着工戸数の減少に伴い、製材品出荷量は減少傾向にあります。

製材工場数も減少傾向ですが、1工場当たりの出力は拡大傾向にあります。

非住宅建築物では、2階建てまでの低層建築物においての木造率は、住宅で86%に対し非住宅は17%で、木材需要拡大の余地があります。

続きまして、森林共生白書における評価と課題になります。

昨年度は、森林経営の持続性を確保する収益性の向上や、森づくりへの多様な参加の促進や、新たな担い手の育成といった課題がありました。

また、昨年度の森林審議会においては、委員の皆様から、「主伐の推進に当たっては持続的な森林管理が前提」「新技術活用等に向けた人材育成」「林業以外の森林の価値の再定義」「SDGsやコロナへの対応」といった御意見をいただきました。

なお、今年度の森林共生白書案における評価については、先ほど白書の諮問の中で御説明いたしましたので割愛します。

続きまして、現場の声を反映した計画とするため、関係者の皆様に、業界を取り巻く現状や課題の認識、業界が描く将来像や、そのための取組等について伺いました。林業経営体や森林所有者の皆様からいただいた声を大別すると、4つのテーマがありました。

1つ目は、今後の林業経営体の在り方として、「持続的で安定した林業経営を行なっていくため、長期的なビジョンや施業地の確保が必要である」といった声。

2つ目は、「人手不足やベテラン職員の退職等がある中で、ICTなどの先端技術を使える人材の育成が必要である」といった声。

3つ目は、立木の大径化の進行への危機感と、生産増加に向けた主伐・再造林の促進に対する声。

4つ目は、来るべきカーボンニュートラル社会に向け拡大が予想されるバイオマス利用に対する期待や危惧に関する声です。

なお、詳細な意見につきましては、お手元の資料のとおりです。

続いて、木材産業、特用林産、森づくり、自然保護関係者の声です。

「木材産業」では、コロナやデジタルトランスフォーメーション、大径化、ウッドショ

ックといった情勢変化への対応の必要性や、製品の品質や供給の安定に関する声がありました。

「特用林産」では、原木調達に関する声がありました。

「森づくり」では、コロナ禍による自然との触れ合いのニーズの高まりや、森林を利用した新しいビジネスに関する声がありました。

「自然保護むでは、ニホンジカ等の適切な管理や狩猟の担い手確保に関する声がありました。

なお、こちらの詳細な意見につきましては、お手元の資料のとおりです。

さらに、社会情勢の変化の中で、森林・林業・木材産業に影響を与えられ考えられるものをピックアップしました。多くは、これまでの分析や御意見の中で挙げられてきましたが、イノベーションや森林環境譲与税の創設、カーボンニュートラル、SDGs、建築基準法などの改正、森林サービス産業といった、森林・林業にとって追い風となる新たな動きがある一方で、気候変動や人口減少といった対応していくべき課題もあります。

また、新型コロナウイルス感染症や、それに起因する世界的な木材需給状況の変化は、プラスとマイナス両方の影響があり、それぞれに対応していく必要があります。

こういった社会情勢を踏まえ、国においても、先日、新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。新計画の基本方針としては、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業による「グリーン成長」をテーマに5つの柱立てがされています。

1つ目は、森林の有する多面的な機能の発揮に向け、適正な伐採と再生林の確保や、森林整備・治山対策による国土強靱化、森林吸収源対策等を進める「森林資源の適正な管理・利用」。

2つ目は、イノベーションにより、林業従事者の所得、安全の向上を進め、林業経営の持続性を確保する「『新しい林業』に向けた取組の展開」。

3つ目は、工場規模に応じ低コスト化や多様なニーズへの対応を進める「木材産業の国際＋地場競争力の強化」。

4つ目は、都市や非住宅分野、木材輸出やバイオマス等、新たな木材需要を獲得する「都市等における『第2の森林』づくり」。

5つ目は、地域資源の活用や森林サービス産業等により山村集落の維持活性化を図る「新たな山村価値の創造」が挙げられています。

以上を基に、本県として対応すべき6つの主な課題や情勢変化を取り上げました。

1つ目は、主伐・再生林の収益性改善や山元還元の増加による「森林資源の循環利用、県産材の安定供給」。

2つ目は、中長期的な施業地確保や、所得や労働環境の向上による林業従事者の確保など、「林業経営体の持続的な経営、人材の確保・育成」。

3つ目は、デジタル技術による森林情報の精度向上や適切な管理などの「森林・林業のDX、森林の適切な管理」。

4つ目は、山地災害対策や、自然環境、生物多様性の保全などの「森林の適正な整備と保全」。

5つ目は、SDGsやコロナ禍で変化した、県民や企業の木材利用や森づくり活動へのニーズに対応する「SDGsやコロナ禍を契機とした新しい県民参加の形」。

6つ目は、森林吸収源対策や、炭素を貯蔵する木材利用、排出削減に寄与する木質バイオマス利用が関係する「2050年カーボンニュートラル」です。

なお、これらの詳細な内容につきましては、お手元の資料を御覧ください。

そして、これらに対する対応の方向性として、5つの方向性を検討しています。

1つ目は、先端技術の導入による施業の効率化、収益性向上や、高精度森林情報の活用を進める「林業イノベーションの推進」。

2つ目は、主伐と確実な再生林や先端技術を活用する人材の確保・育成、県産材製品の利用拡大と新たな需要獲得を図る「森林資源の循環利用、林業・木材産業の成長産業化」。

3つ目は、森林の持つ公益的機能の高度発揮に向けた適切な管理・整備、災害に強い森づくりや生物多様性の確保を図る「森林の適正な管理・整備・保全」。

4つ目は、SDGsやアフターコロナの新たなニーズを捉えた森づくり活動の展開や山村の交流人口拡大を図る「森林・山村の新たな価値の創造」。

5つ目は、森林整備による吸収量確保や県産材利用の拡大、木質バイオマス需要に応じた供給体制構築等による「カーボンニュートラルへの貢献」です。

以上のような検討状況に関し、委員の皆様から御意見を賜りたくお願いいたします。

なお、今後のスケジュールといたしましては、いただいた意見を基に計画の作成を進め、12月の森林審議会にて諮問する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○中谷会長

質問等ございましたら、お願いいたします。

志賀委員、どうぞ。

○志賀委員

対応の方向性（案）に関する質問ですけれども、現計画では3本柱で基本方向というのが設定されていると思いますが、今回のこの対応の方向性（案）のところの先ほどのお話では、それが5本柱の方向性で検討しているという理解でよろしいでしょうか。それとも、それをさらに何か、くくったような柱立てがされるということなのか。その点について、まず第1点、お伺いしたいと思います。

それからもう1点は、情勢変化の中で「SDGsやコロナ禍を契機とした新しい県民参加の形」というのが触れられているように、今後を見通したときに、今までの県民参加とか共生ということよりも、もうちょっと社会の変化自体に対応したような対応というのが多分求められてくるのかなという気がしています。そうすると、今までの森づくりを中心とした県民参加よりも、もうちょっと総力戦みたいな中での県民参加とか共生というような打ち出しがちょっと必要かなと思いますが、その辺のところをどういうふうにお考えかというのを、今の段階で何か示せるものがありましたら、よろしく願いいたします。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○小池森林計画課長

まず、計画の柱立てがどうかというような御質問をいただきました。お手元の資料でも御説明しているように、2ページ目で、現計画については、1、2、3と3本立てになってございます。今回、柱立てのところまではまだ検討を進めておりませんで、現状であるとか社会状況の変化。そういったところを踏まえて、どういった方向でやっていこうかと。その辺りまでしかまだ検討が進んでおりませんので、柱立てがどういう形になるかというところは、まだ現在では…、という形になります。

それから、社会情勢の変化です。SDGs、それからコロナ禍といったことで、今後社会が大きく変わっていく中で、総力戦になっていくのではないかというようなことで御意見いただきました。

単純な、今まで掲げてきたような森づくりという形以外に、企業の皆さんの積極的な参加。例えば建物を木造化するであるとか、そういった形になっていくのかと思いますけど、そういったところも含めて、少し大きい視点で検討していく必要があるということで認識しております。

○中谷会長

志賀委員、いかがですか。

○志賀委員

了解いたしました。

総務省の報告書なんかを見ても、「自治体戦略2040」みたいな話で、例えば、IT化するにしろ標準化していくとか、それから公共私相互間の協力関係を構築するプラットフォームをどうつくっていくかみたいなことが、今後やっぱり自治体としても重要になってくると思いますので、次回までにそういった検討が進むと思いますので、期待しております。

○中谷会長

それでは事務局、御意見を踏まえて、よろしくお願ひしたいと思います。

山崎委員、お願いします。

○山崎委員

途中、かなりページ数を割いて、本県の森林・林業・木材産業の現状というのを①から⑤までまとめてくださっています。ここに書かれていることはよく理解できたのですが、これは森林共生基本計画で、一般的に「森林共生」というと、一般県民は恐らく、そこに様々な生き物たちが生息している生物多様性のこととか、あるいは触れ合い活動のこととか、あるいは昨今話題になっている多様な主体がどう森林に関わっていくかというようなところをまずイメージすると思います。その辺りの現状みたいなものも、今は資料にはなっていないけれども、県庁内では部署を超えて情報共有がなされているのかどうか。それを基に次の計画を策定するというスキームになっているかどうか。

○中谷会長

事務局、いかがですか。

○浅井森林・林業局長

御質問のありました森林との共生の中で、生物多様性ですとか、それから県民の関わりの部分で、部局間の情報共有ということですが、この森林共生基本計画については、県庁内の、森林、それから自然系に携わる部局が調整しながら、この計画の検討を進めているところでございます。ワーキングなども立ち上げまして、その中で様々なデータを情報共有しながら情勢分析のほうもしております。今回、紙面の都合で全てを盛り込むことはできませんでしたが、御指摘あったような側面も、今並べてみますと、少し不足していると

ころもあるのかなと思いますので、また今後の検討の中で、そういったものも加えて、計画の検討のほうを進めてまいりたいと思います。

○中谷会長

山崎委員、いかがですか。

○山崎委員

はい、理解しました。ありがとうございます。

○中谷会長

吉崎委員、どうぞ。

○吉崎委員

1点お願いですけれども、この森林の適正な整備の公益的機能の回復・向上というところで、海岸防災林について、一度ぜひ関係各課の中で集中的に御検討いただきたいというお願いです。

この海岸防災林、「森の防潮堤」として出来つつあるわけですが、その「森の防潮堤」ができて、これからスタートに立ったところという位置づけかと思います。これから森づくりが始まるというところなのです。

ところが、この海岸防災林というのは、今までの経済林とは全く異なる技術が必要でして、過去に我々が経験したことのない、一方通行の森林整備の技術というものをしっかりと確立していかないと、数十年後に我々が理想とするような機能の発揮できる防災林というのは決して出来上がらないというふうに考えております。

そういう意味で、目標となる数値も変わってきますし、整備の仕方も変わってきます。そういう意味で、この新しい技術をどうやってつくっていくのかということについてぜひお考えいただきたいし、将来そういう新しい技術を担って御指導いただくような専門の知識を持った人も育てなければいけません。

そういったことを踏まえますと、「森の防潮堤づくり」というのは、ようやくこれから始まったところでして、ここで技術をしっかりと検討していかないと、昔のように、地域の方が生活のために使っていて結果としてできた森林ではなく、これからは意図的に意識してつくっていく森林というふうになりますので、今までとは全く違う感覚で防災林を支えていかないとという実情があります。

そういったことを、ぜひ次期の森林共生基本計画の中でしっかりと位置づけていただいて、この静岡県の西の遠州灘から伊豆半島にかけての海岸景観、それから沿岸域の環境の中

に、この防潮堤の上に出来上がってくる緑というものをどう位置づけていくのかという非常に広い視点も含めて、ぜひ御検討いただければというふうに考えております。

○中谷会長

よろしいですね。御意見を踏まえて御検討いただきたいと思います。

どうぞ。当局から。

○宮崎森林保全課長

確かに、今回の防潮堤は今までのマツの防潮堤と違いまして、広葉樹を入れた中で、これをどういうふうに管理していくか。これは、やはり地域住民との管理のみならず、やはり新しい技術を用いてやっているものですから、そこにつきましては、今後も引き続き研究機関と連携しながら、しっかりと管理方法を確立していくように取り組んでまいります。

○中谷会長

加賀谷委員、どうぞ。

○加賀谷委員

先ほど事務局のほうで国の新たな基本計画に触れていただいたと思います。国の基本計画の中で、その基本となる森林面積について、育成単層林と育成複層林、天然生林それぞれあり、育成単層林は、正直言って、今から面積は管理し切れないので減らしていくという方針が掲げられて、それを複層林とか天然生林に移行していくという計画数値が出ています。恐らく静岡県のほうでも、そういった試算とか検討をされているのではないかと思います。今日御説明いただいた、この課題と対応、その森林の面積とか木材生産量、こういったものに全て絡んでくる基本的な情報だと思いますので、その辺について、県のほうで分析とか目標数値の設定とかされていると思いますので、その辺について、今の現状をお聞かせいただければと思います。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○小池森林計画課長

今回、国の森林・林業基本計画が閣議決定されまして、これに併せて全国森林計画が変更されております。本年度は、全国森林計画が変更されたということで、地域森林計画、それから市町が作成します市町村森林整備計画。こちらは一斉変更という形になりまして、12月の審議会に向けてこれから準備を進めていくことになってございます。

育成単層林については、国の全国森林計画によれば、計画期間中に面積を落とす計画になっております。また、育成複層林については面積の増、併せて天然生林については若干面積減という形になっておまして、国の目指すものとしては、育成複層林を増やしていこうよという形になってくるかと思えます。

県のほうで、これをどういう形で盛り込んだものになっているかという、これは地域森林計画の中で、全国森林計画で示された、この育成単層林なり育成複層林なりの目標値を、数値を割り振るという形で計画を示す形になってございます。「育成単層林」「育成複層林」という言い方をしておりますが、経済林化。ちょっと植え過ぎてしまった部分について、例えば森の力再生事業なんかを使って広葉樹林化を進めるであるとか、そういったようなイメージになるかと思えます。現状、地域森林計画の中で数字は示させていただいているのですが、ちょっとそれ以上の詳細なシミュレーションということは行っていないというふうな状況になってございます。

○中谷会長

いかがでしょうか。

○加賀谷委員

共生基本計画の中で、ちょっと触れる必要性があるのかないのかというのは、もう最終的には、県、事務局の御判断にお任せしますが、基本情報としてはあってもいいのかなというのが個人的感想です。

○中谷会長

鈴木英元さん、どうぞ。

○鈴木（英）委員

5 ページ、ニホンジカの推定生息頭数というところで、シカの問題のところちょっと触れているのですけれども、ここに「増加が抑制され、減少傾向が見られる」という言葉が載っています。この言葉は、さっきの白書のほうでも説明はしていただきましたが、富士地域はもしかするとそうなのかもしれませんけれども、県全体を見ると、とてもそうとは思えないので、その辺のところをちょっとお聞きしたい。それと、狩猟者も含め、管理の仕方というのは、一段レベルを上げなきゃいけない状態に来ているような気がします。それは、生活をしていると、今までのオスジカを見るという形から、メスジカと子供を見るという数のほうが圧倒的に増えてきたので、ちょっと危機的な数に入っているなど思っています。なので、その辺も踏まえて一言お願いしたいと思います。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○高松自然保護課長

御指摘のとおり、県全体で、平成27年度と令和2年度の比較においては減少傾向が見られるというふうな記載をしております。一方、御指摘のとおり、伊豆地域と富士地域を分けた場合には、伊豆のほうはそこまで言えないのではないかというふうな御指摘でございます。今の御意見も踏まえて、この記載については、改めてどういった記載が適切かというのを検討してまいりたいと思います。

それから、今お話のありましたメスジカの捕獲については、昨年度から、削減効果が高いメスジカを重点的に、出産時期を踏まえて、例年より2か月早い4月からの捕獲に取り組むなどした結果、県全体では1万4,305頭ということで、捕獲頭数は過去最高を記録しております。先ほどお話ししたとおり、この高い捕獲圧を維持しつつ、メスジカに重点を置いて引き続き取り組んでまいります。

また、全体の話になりますので、担い手の育成についても、やはり全体的に高齢化している状況等もございますので、若い世代の、次の世代を担う人材の育成についても引き続き重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中谷会長

どうですか。御意見があれば。

○鈴木（英）委員

認定管理捕獲とか、林野庁とかで捕獲のことをやっているかと思いますが、実際はとてもコントロールしている数字ではないといえます。かなりの量で増えていて、これからの4年間のことを考えると、ちょっと末恐ろしい状況だなと思っていますので、いろいろな対策をしてほしいなというふうに思っています。

○高松自然保護課長

そうですね。認定捕獲事業者につきましても、今年度新たに担い手の主体を1主体増やすなどの取組も今始めたところでございます。いただいた御意見も踏まえて、今後対応してまいります。

○中谷会長

石川委員、どうぞ。

○石川委員

いただいた資料の8ページ目になります。木材産業のところについて教えてください。

項目の「品質の確かな県産材製品出荷量」というのと、その右上のグラフで「製材品出荷量」というふうに出ていますが、これについて、例えばCLTとかLVLとか、そうしたエンジニアリングウッドもある程度入っている数字なのか、あるいはあくまでも「品質の確かな県産材製品」として指定されるのは、そうしたエンジニアリングウッド、静岡県外でないと加工できないようなものについては入っていないのか。その点、先に教えていただけますでしょうか。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○西室林業振興課長

品質の確かな県産材製品でございますけれども、強度や含水率を明らかにしている製品が主体になりまして、1つは「しずおか優良木材」、もう1つはJAS製材品と、あと同じくJAS製品の合板類ですね。それと、JIS、MDF等も含んでおります。ですので、「しずおか優良木材」とJAS製品とJIS製品ということで構成しておりまして、御指摘のとおり、現状、集成材やLVLについては県内に加工体制がございませんので、実質的にはほとんど数字的としては入っていないという状況でございます。中には、過去においてLVLを少し委託生産でお作りになっていたような状況もございますので、それについては各年度に一応カウントはされておりますが、量としては少ないという状況になっていきます。

○中谷会長

石川委員、いかがでしょう。

○石川委員

13ページに示していただいています国の森林・林業基本計画の今の状況の中で、そこに「都市等における『第2の森林』づくり」として、国のほうでうたっている「都市・非住宅分野などへの木材利用」というこの「木材」は、エンジニアリングウッドを相当濃く推奨するような内容かと非常に思い、静岡県が現在「品質の確かな県産材」として出している材の材積を伸ばすには、非常にそぐわないような内容になっているのではないかと、すごく危惧します。この耐火やCLTの利用によって、建築基準法だったり、公共施設についての木材利用を推奨しようという国側の動きは、それはそれであるのですが、静岡県としては、ぜひ今課長がおっしゃったような、品質の確かな県産材製品をしっかりと材

積を伸ばして売っていくといったような態勢をとらないと、そもそもの林業、あるいは製材業を営む皆さんを非常に圧迫するような結果を招きかねないというふうに危惧します。

ですので、今指標として捉えていただいている「品質の確かな県産材製品」の今の枠の中で捉えた場合の製材の出荷量を想定どおりに進めることが、今の林野庁の言っているところのこの木材利用というところに重ならないということを重々静岡県の方でも意識していただいた上で、指標をもう一度再検討していただいて、静岡県下の林業従事者、あるいは製材業がちゃんと還元されるようなコストで販売価格が回っていくような木材利用に資する、そうした都市での利用の仕方を、静岡県は静岡県で独自の指標を持つべきではないかと個人的に強く思います。

ですので、白書で今示されているような公共部門での県産材利用と、あと品質の確かな県産材製品の出荷量。こうしたところについて、さらに今の「品質の確かな県産材製品出荷量」についての、非住宅で使われるようなエンジニアリングウッドについての取扱いを、静岡県として改めて再認識するための整理が、指標の内容の見直しが必要であるならば、ぜひ今度、審議会でも引き続き検討していくべき重要な項目になるかなと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○中谷会長

はい、どうぞ。

○西室林業振興課長

まず、現在静岡県で供給できる製品で、今もう既に我々としても非住宅で木材利用を拡大したり県産材利用を拡大したりという取組は進めておりますので、その県内の木材であるとか、あとは板を使った内装材とか、そういったものを活用した非住宅物件もあると認識しておりますので、まずそこをしっかりとやりたいというところから今始めておるところでございます。

御意見のありました、エンジニアードウッドも含めた指標の在り方については、今後検討してまいりたいと思います。

○中谷会長

石川委員、よろしいですか。

○石川委員

ありがとうございました。今後、そうした指標を多面的に見ていただければと思います。よろしく申し上げます。

○中谷会長

ほかにいかがでしょうか。

ないようですので、次に、「『特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針』の策定」について、事務局から説明願います。

○事務局

資料の「報告（３）」のほうを御覧ください。「『特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針』の策定」について、報告をさせていただきます。

令和３年４月１日に、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、間伐特措法の改正法が施行され、これに基づきまして、「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」が４月６日に公表されました。この改正は、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るために間伐を促進する支援措置を１０年間延長することが主な内容となっております。

これを受けまして、本県においても、補助事業等により特定間伐を促進するため、基本方針に則して「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」を策定したところです。

この流れを示したものが、資料の２、「基本方針の位置付け」にある図のようになります。

今回策定しました基本方針の具体的な内容としましては、パリ協定に基づく我が国の令和１２年度の森林吸収量目標２％の達成に必要な、全国の年間間伐実施目標４５万haの、本県分として年間９,９９０haの間伐の実施を目標としております。

また、これまで進めてまいりましたが、特定母樹の増殖において、本県の年間再造林面積の目標であります５００haに必要な１００万本の特定母樹由来の苗木を安定的に生産するため、引き続き特定母樹の増殖を図ることとしております。今後は、基本方針に基づきまして、県内民有林の間伐の促進や特定母樹の増殖に取り組んでいきます。

また、今後、市町におかれましては、基本方針に則しまして特定間伐促進計画の策定を進めております。この特定間伐促進計画の策定によりまして、国の補助事業を活用して特定間伐等の確実かつ効果的な実施につなげていくこととなります。

○中谷会長

質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○鈴木（英）委員

この一番下のところに「500haの再造林」と書いてありますが、500haの再造林をするほどの皆伐がこれから本当に行なわれていくのですか。その計画が本当に進んでいかないと、苗木を生産しても余ってしまいますし、そういうことが出てしまうと、苗木生産者も多分相当お困りになると思います。需要と供給が本当にうまくかみ合っていくのかなというのがちょっと心配です。

○中谷会長

事務局、いかがですか。

○中山森林整備課長

先ほど加賀谷委員のほうからもお話がございましたけれども、年齢構成を考えますと、将来持続的に森林経営をやっていく上で、危機的な状況だというふうに言えます。私どもとしましては、やはり林齢の平準化というのを目指しまして、将来切る木をつくっていくという観点からも、この主伐・再造林というのは重要だというふうに考えております。

それともう1点、人工林の高齢級化が進んでおりまして、森林吸収源も長期的には減少していくものというふうに考えております。この間伐特措法自体も、間伐をしっかりとやっていくことと、やはり吸収源をしっかりと確保していくという観点で再造林をしっかりと行なっていくという趣旨で、この法律もできているところです。今御懸念の部分はあろうかと思いますが、私どもとしましては、この主伐・再造林というのは、やはりやっていかなければいけないことというふうに捉えてございます。

○中谷会長

いかがですか。

○鈴木（英）委員

苗木生産者の人の立場的にちょっと考えて質問させていただきました。

○中谷会長

当局はよろしくお願いたします。

ほかに、いかがでしょうか。

ないようですので、以上で報告を終わりたいと思います。

これもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、事務局にお返しをいたします。御協力ありがとうございます。

○司会

中谷会長、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、経済産業部理事の清水から、御挨拶申し上げます。

○清水経済産業部理事

経済産業部理事の清水です。本日は、御多用のところ、長時間にわたる御審議をいただきまして、また様々な御意見、御提案をいただき、感謝を申し上げます。

今回は、令和3年度版の森林共生白書について、御審議のほうをいただきました。

委員の皆様からは、伝えるべき事項として、幾つか足りないものの御指摘をいただいております。例えば、目標の達成率が低いものに対する記述。こういったことが挙げられます。

また、県民の皆様に分かりやすく伝えるための伝え方についての御提案もいただきました。例えば、関連する記事を見開きにするとか、こういったことの御提案をいただきました。

白書につきましては、いただいた意見を踏まえまして、内容を一部修正して、7月頃に公表を予定しております。

また、森林共生基本計画につきましては、本年度、県の新たな総合計画の作成と併せまして見直しを行なってまいります。本日いただいた御意見も踏まえまして、アフターコロナ、デジタル化、カーボンニュートラル、SDGsなど、社会の急速な変化や要請を捉えて、森林との共生の目標であったり取組の方法のほうを検討してまいります。

次回の森林審議会は、12月に開催を予定しております。伊豆地域森林計画の樹立、そして今日も御意見いただきましたが、次期森林共生基本計画についてお諮りをする予定になっております。今後とも、御意見、御提案を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

○司会

以上をもちまして、令和3年度第1回森林審議会を終了いたします。

午後3時08分閉会